



埼玉県報

第454号
令和5年(2023年)
10月6日
金曜日

目次

告示

- 基本勝者投票法及び重勝式勝者投票法に係る車券発売事務委託に関する告示(県営競技事務所)
- 基本勝者投票法に係る車券発売事務委託に関する告示(県営競技事務所)
- 基本勝者投票法に係る車券発売事務委託に関する告示(県営競技事務所)
- 基本勝者投票法に係る車券発売事務委託に関する告示(県営競技事務所)
- 和光都市計画事業(仮称)和光北インター東部地区土地区画整理事業に係る環境影響評価書の縦覧(環境政策課)
- 所沢都市計画事業(仮称)三ヶ島工業団地周辺土地区画整理事業に係る環境影響評価書の縦覧(環境政策課)
- 川越都市計画事業旭ヶ丘松の台土地区画整理事業に係る環境影響評価書の縦覧(環境政策課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 日高農業振興地域の区域の変更(農業政策課)
- 所沢農業振興地域の区域の変更(農業政策課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)

- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 朝霞都市計画道路の変更（都市計画課）
- 所沢都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（都市計画課）
- 所沢都市計画区域区分の変更（都市計画課）
- 飯能都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（都市計画課）
- 飯能都市計画区域区分の変更（都市計画課）
- 入間都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（都市計画課）
- 入間都市計画区域区分の変更（都市計画課）
- 志木都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（都市計画課）
- 志木都市計画区域区分の変更（都市計画課）
- 新座都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（都市計画課）
- 新座都市計画区域区分の変更（都市計画課）
- 和光都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（都市計画課）
- 和光都市計画区域区分の変更（都市計画課）
- 川越都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（都市計画課）
- 川越都市計画区域区分の変更（都市計画課）
- 狭山都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（都市計画課）
- 狭山都市計画区域区分の変更（都市計画課）
- 富士見都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（都市計画課）
- 富士見都市計画区域区分の変更（都市計画課）
- 毛呂山・越生都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（都市計画課）
- 毛呂山・越生都市計画区域区分の変更（都市計画課）
- 川口都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（都市計画課）
- 川口都市計画区域区分の変更（都市計画課）
- 蕨都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（都市計画課）
- 蕨都市計画区域区分の変更（都市計画課）
- 戸田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（都市計画課）
- 戸田都市計画区域区分の変更（都市計画課）
- 鴻巣都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（都市計画課）
- 鴻巣都市計画区域区分の変更（都市計画課）
- 桶川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（都市計画課）
- 桶川都市計画区域区分の変更（都市計画課）
- 北本都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（都市計画課）
- 北本都市計画区域区分の変更（都市計画課）
- 行田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（都市計画課）
- 行田都市計画区域区分の変更（都市計画課）

- 越谷都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（都市計画課）
- 越谷都市計画区域区分の変更（都市計画課）
- 草加都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（都市計画課）
- 草加都市計画区域区分の変更（都市計画課）
- 久喜都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（都市計画課）
- 久喜都市計画区域区分の変更（都市計画課）
- 幸手都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（都市計画課）
- 幸手都市計画区域区分の変更（都市計画課）
- 羽生都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（都市計画課）
- 羽生都市計画区域区分の変更（都市計画課）
- 小川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（都市計画課）
- 小川都市計画区域区分の変更（都市計画課）
- 寄居都市計画事業ふかや花園駅前土地区画整理事業の換地処分公告（市街地整備課）
- 和光北インター東部地区土地区画整理組合の設立認可（市街地整備課）
- 都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域の面積の変更（建築安全課）
- 都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域の面積の変更（建築安全課）
- 都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物に係る数値の変更（建築安全課）
- 県道中新田入間川線の区域の変更（川越県土整備事務所）
- 県道中新田入間川線の供用の開始（川越県土整備事務所）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）
- 財政的援助団体等監査結果に対する措置状況の公表（監査第一課）
- 監査結果の公表（監査第二課）
- 措置通知の公表（監査第二課）

告 示

埼玉県告示第千九十四号

自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第三条第二号及び第三号に係る事務を次のとおり委託した。

令和五年十月六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 受託者の名称及び所在地

株式会社ケイドリームス

東京都品川区北品川一丁目二十番九号

二 委託契約締結日

令和五年四月一日

三 委託期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第千九十五号

自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第三条第二号及び第三号に係る事務を次のとおり委託した。

令和五年十月六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 受託者の名称及び所在地

株式会社チャリ・ロト

東京都品川区東五反田一丁目十四番十号

二 委託契約締結日

令和五年四月一日

三 委託期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第千九十六号

自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第三条第二号及び第三号に係る事務を次のとおり委託した。

令和五年十月六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 受託者の名称及び所在地

オッズ・パーク株式会社

東京都中央区京橋二丁目二番一号

二 委託契約締結日

令和五年四月一日

三 委託期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第千九十七号

自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第三条第二号及び第三号に係る事務を次のとおり委託した。

令和五年十月六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 受託者の名称及び所在地

株式会社 WinTicket

東京都渋谷区宇田川町四十番一号

二 委託契約締結日

令和五年四月一日

三 委託期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第千九十八号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第十八条第二項の規定により、和光市から和光市の区域内において行われる和光都市計画事業（仮称）和光北インター東部地区土地区画整理事業について環境影響評価書の提出があった。なお、環境影響評価書の縦覧の場所及び期間は、次のとおりである。

令和五年十月六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 縦覧の場所

- 埼玉県環境部環境政策課
- 埼玉県中央環境管理事務所
- 埼玉県西部環境管理事務所
- 和光市都市整備部都市整備課
- さいたま市環境局環境共生部環境対策課
- 戸田市環境経済部環境課
- 朝霞市都市建設部まちづくり推進課
- 東京都板橋区資源環境部環境政策課
- 東京都練馬区環境部環境課

二 縦覧の期間

令和五年十月六日（金）から令和五年十月二十日（金）まで（ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

告 示

埼玉県告示第千九十九号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第十八条第二項の規定により、所沢市から所沢市の区域内において行われる所沢都市計画事業（仮称）三ヶ島工業団地周辺土地区画整理事業について環境影響評価書の提出があった。なお、環境影響評価書の縦覧の場所及び期間は、次のとおりである。

令和五年十月六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 縦覧の場所

埼玉県環境部環境政策課

埼玉県西部環境管理事務所

所沢市市街地整備課

入間市生活環境課

狭山市環境課

東京都瑞穂町環境課

二 縦覧の期間

令和五年十月六日（金）から令和五年十月二十日（金）まで（ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

告 示

埼玉県告示第千百号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第十八条第二項の規定により、日高市から日高市の区域内において行われる川越都市計画事業旭ヶ丘松の台土地区画整理事業について環境影響評価書の提出があった。

なお、環境影響評価書の縦覧の場所及び期間は、次のとおりである。

令和五年十月六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 縦覧の場所

埼玉県環境部環境政策課

埼玉県西部環境管理事務所

埼玉県東松山環境管理事務所

日高市市街地整備課

鶴ヶ島市生活環境課

坂戸市環境政策課

川越市環境政策課

飯能市環境緑水課

毛呂山町生活環境課

二 縦覧の期間

令和五年十月六日（金）から令和五年十月二十日（金）まで（ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

告示

埼玉県告示第千百一十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年十月六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

大川家具鶴ヶ島店

埼玉県鶴ヶ島市三ツ木新町二丁目八番地三 外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）大川家具鶴ヶ島店

埼玉県鶴ヶ島市大字三ツ木字青棚千三 外

（変更後）大川家具鶴ヶ島店

埼玉県鶴ヶ島市三ツ木新町二丁目八番地三 外

ハ 変更年月日

平成十六年十二月四日

ニ 届出年月日

令和五年九月二十五日

二 縦覧期間

令和五年十月六日から令和六年二月六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年十月六日から令和六年二月六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千百二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年十月六日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール羽生

埼玉県羽生市川崎二丁目二百八十一番地三

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）イオンリテール株式会社 代表取締役社長 井出武美

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一 外 計百七者

（変更後）イオンリテール株式会社 代表取締役社長 井出武美

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一 外 計百三十者

ハ 変更年月日

令和五年九月八日外

ニ 届出年月日

令和五年八月二十八日

二 縦覧期間

令和五年十月六日から令和六年二月六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年十月六日から令和六年二月六日まで

ロ 意見書提出先

告示

埼玉県告示第千百三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年十月六日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

アズ熊谷

埼玉県熊谷市筑波二丁目百十五番地

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 山崎製パン株式会社 代表取締役 飯島延浩

東京都千代田区岩本町三十一 外 計三十四者

（変更後） 山崎製パン株式会社 代表取締役 飯島延浩

東京都千代田区岩本町三十一 外 計三十三者

ハ 変更年月日

令和五年八月一日外

ニ 届出年月日

令和五年九月七日

二 縦覧期間

令和五年十月六日から令和六年二月六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年十月六日から令和六年二月六日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第千四百四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年十月六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジョイフル本田幸手店

埼玉県幸手市大字上高野字菩薩前千二百四十五番一 外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ジョイフル本田 代表取締役 細谷武俊

茨城県土浦市富士崎一丁目十六番二号

（変更後）株式会社ジョイフル本田 代表取締役 平山育夫

茨城県土浦市富士崎一丁目十六番二号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ジョイフル本田 代表取締役 細谷武俊 外 計三者

茨城県土浦市富士崎一丁目十六番二号

（変更後）株式会社ジョイフル本田 代表取締役 平山育夫 外 計三者

茨城県土浦市富士崎一丁目十六番二号

ハ 変更年月日

令和五年六月二十一日

ニ 届出年月日

令和五年八月二十九日

二 縦覧期間

令和五年十月六日から令和六年二月六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年十月六日から令和六年二月六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千百五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年十月六日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

松村ビル

埼玉県川越市小室亀甲五十四番一外三十九筆

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ビバホーム 代表取締役 坂本晴彦

埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目十三番一号

（変更後）アークランズ株式会社 代表取締役 坂本晴彦

新潟県三条市上須頃四百四十五番地

ハ 変更年月日

令和四年九月一日

ニ 届出年月日

令和五年八月十四日

二 縦覧期間

令和五年十月六日から令和六年二月六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年十月六日から令和六年二月六日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第千百六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年十月六日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパービバホーム深谷店

埼玉県深谷市上柴町東二丁目二十九番八 外十四筆

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ビバホーム 代表取締役 坂本晴彦

埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目十三番一号

（変更後）アークランズ株式会社 代表取締役 坂本晴彦

新潟県三条市上須頃四百四十五番地

ハ 変更年月日

令和四年九月一日

ニ 届出年月日

令和五年八月十四日

二 縦覧期間

令和五年十月六日から令和六年二月六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年十月六日から令和六年二月六日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第千七百七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年十月六日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパービバホーム鴻巣店

埼玉県鴻巣市大字箕田千七百七十一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 三菱UFJ信託銀行株式会社 代表取締役 長島巖

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

（変更後） 三菱UFJ信託銀行株式会社 支配人 岡本泰典

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 株式会社ビバホーム 代表取締役 坂本晴彦

埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目十三番一号

（変更後） アークランズ株式会社 代表取締役 坂本晴彦

新潟県三条市上須頃四百四十五番地

ハ 変更年月日

令和四年九月一日外

ニ 届出年月日

令和五年八月十四日

二 縦覧期間

令和五年十月六日から令和六年二月六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年十月六日から令和六年二月六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千八百八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年十月六日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ビバホーム上尾店

埼玉県上尾市大字上堤下三百五番地一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ビバホーム 代表取締役 坂本晴彦

埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目十三番一号

（変更後）アークランズ株式会社 代表取締役 坂本晴彦

新潟県三条市上須頃四百四十五番地

ハ 変更年月日

令和四年九月一日

ニ 届出年月日

令和五年八月十四日

二 縦覧期間

令和五年十月六日から令和六年二月六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年十月六日から令和六年二月六日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第千百九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年十月六日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ビバモール東松山

埼玉県東松山市神明町二丁目十一番六号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ビバホーム 代表取締役 坂本晴彦

埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目十三番一号 外 計十三者

（変更後）アークランズ株式会社 代表取締役 坂本晴彦

新潟県三条市上須頃四百四十五番地 外 計十三者

ハ 変更年月日

令和四年九月一日外

ニ 届出年月日

令和五年八月十四日

二 縦覧期間

令和五年十月六日から令和六年二月六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年十月六日から令和六年二月六日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第千百十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年十月六日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ビバモール本庄

埼玉県本庄市中央二丁目千五百九十五番二外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ビバホーム 代表取締役 坂本晴彦

埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目十三番一号 外 計十七者

（変更後）アークランズ株式会社 代表取締役 坂本晴彦

新潟県三条市上須頃四百四十五番地 外 計十七者

ハ 変更年月日

令和五年二月二十八日外

ニ 届出年月日

令和五年八月十四日

二 縦覧期間

令和五年十月六日から令和六年二月六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター本庄事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年十月六日から令和六年二月六日まで

ロ 意見書提出先

告示

埼玉県告示第千百十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年十月六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ビバモール埼玉大井

埼玉県ふじみ野市西鶴ヶ岡一丁目三番十五号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ビバホーム 代表取締役 坂本晴彦

埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目十三番一号

（変更後）三菱UFJ信託銀行株式会社 支配人 岡本泰典

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ビバホーム 代表取締役 坂本晴彦

埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目十三番一号 外 計六者

（変更後）アークランズ株式会社 代表取締役 坂本晴彦

新潟県三条市上須頃四百四十五番地 外 計六者

ハ 変更年月日

令和四年九月一日外

ニ 届出年月日

令和五年八月十四日

二 縦覧期間

令和五年十月六日から令和六年二月六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年十月六日から令和六年二月六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第千百二十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年十月六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ビバモール蕨錦町

埼玉県蕨市錦町一丁目三百五十一―五

埼玉県戸田市上戸田一丁目二十三―六

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ビバホーム 代表取締役 坂本晴彦

埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目十三番一号 外 計二十者

（変更後）アークランズ株式会社 代表取締役 坂本晴彦

新潟県三条市上須頃四百四十五番地 外 計十七者

ハ 変更年月日

令和四年九月一日外

ニ 届出年月日

令和五年八月十四日

二 縦覧期間

令和五年十月六日から令和六年二月六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年十月六日から令和六年二月六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

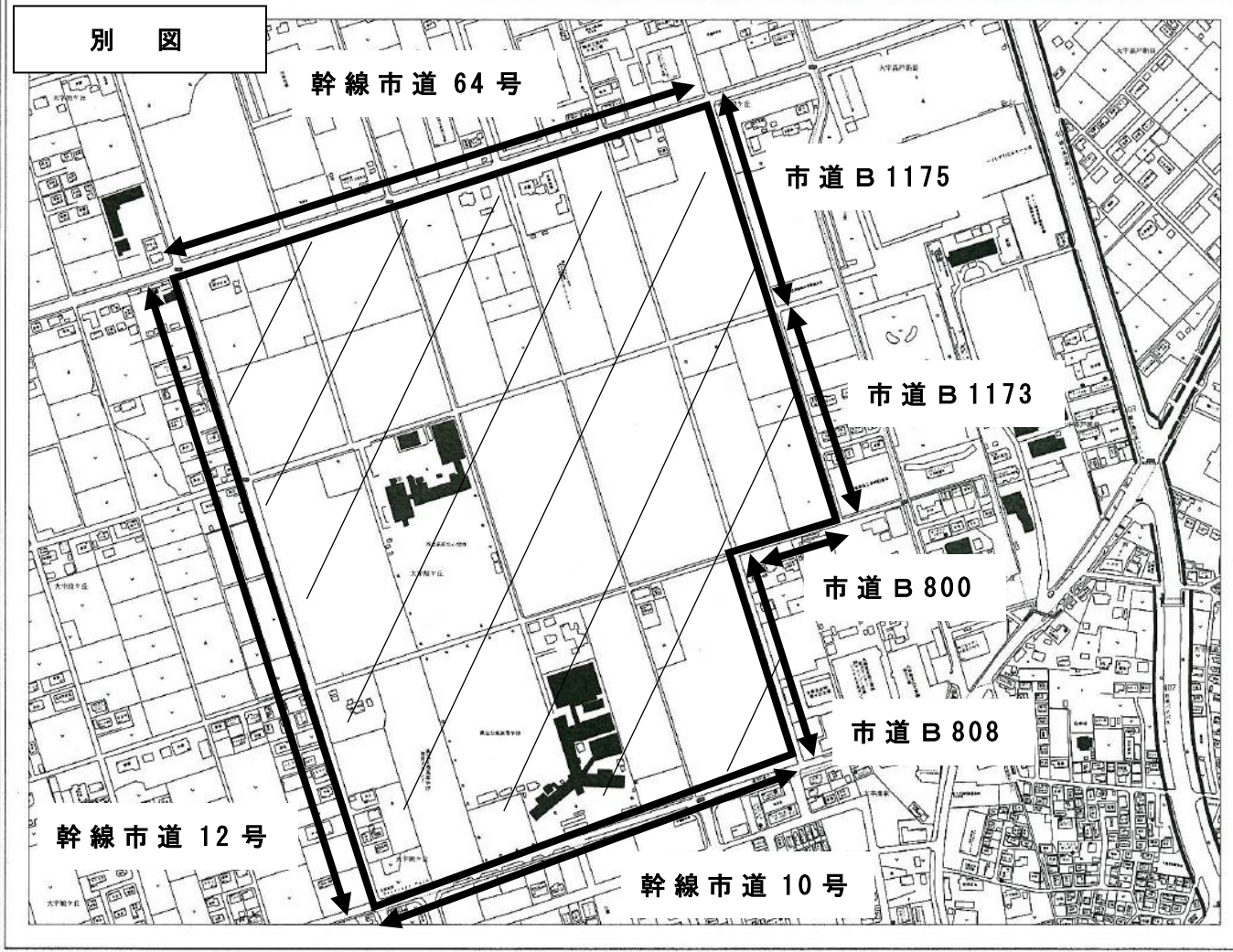
埼玉県告示第千百十三号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定により、日高農業振興地域の区域を別図のとおり変更する。

令和五年十月六日

埼玉県知事 大野 元 裕

別 図



凡 例

日高農業振興地域
から除く地域

A legend box with a black border. It contains the text '凡 例' (Legend) at the top, followed by '日高農業振興地域' (Nihon Agriculture Revitalization Area) and 'から除く地域' (Area to be excluded) on two lines. Below the text is a rectangular box with two diagonal lines running from the top-left to the bottom-right.

告 示

埼玉県告示第千百十四号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定により、所沢農業振興地域の区域を別図のとおり変更する。

令和五年十月六日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第千百十五号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年十月六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所

二 作業種類

公共測量（航空レーザー測深）

三 作業地域

江戸川上流域（埼玉県春日部市、幸手市、吉川市、北葛飾郡杉戸町、松伏町、千葉県野田市、柏市、流山市、茨城県猿島郡五霞町、堺町）

四 作業期間

令和五年十一月一日から令和六年三月十八日まで

告 示

埼玉県告示第千百十六号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年十月六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所

二 作業種類

公共測量（航空レーザー測深）

三 作業地域

江戸川下流域（千葉県市川市、松戸市、流山市、埼玉県三郷市、吉川市、東京都葛飾区、江戸川区）

四 作業期間

令和五年十一月一日から令和六年三月十八日まで

告示

埼玉県告示第千百十七号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年十月六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所

二 作業種類

公共測量（航空レーザー測深）

三 作業地域

中川・綾瀬川流域（埼玉県草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、北葛飾郡松伏町、東京都足立区、葛飾区）

四 作業期間

令和五年十一月一日から令和六年三月十八日まで

告 示

埼玉県告示第千百十八号

測量計画機関である草加市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年十月六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

草加市

二 作業種類

公共測量（道路管理）

三 作業地域

草加市全域

四 作業期間

令和五年九月二十三日から令和六年三月二十九日まで

告 示

埼玉県告示第千百十九号

測量計画機関である三郷市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年十月六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

三郷市

二 作業種類

デジタル空中写真撮影

三 作業地域

埼玉県三郷市全域

四 作業期間

令和五年十月一日から令和六年三月十五日まで

告 示

埼玉県告示第千二百二十号

測量計画機関であるさいたま市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年十月六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

さいたま市

二 作業種類

境界点座標変換

三 作業地域

さいたま市の一部

四 作業期間

令和五年八月十五日から令和六年二月二十九日まで

告 示

埼玉県告示第千二百二十一号

測量計画機関である八潮市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年十月六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

八潮市

二 作業種類

公共測量（四級基準点測量・出来形確認測量）

三 作業地域

八潮市大字鶴ヶ曾根・大字二丁目地内の各一部

四 作業期間

令和五年八月三十日から令和六年三月十五日まで

告 示

埼玉県告示第千二百二十二号

測量計画機関である鴻巣市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年十月六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

鴻巣市

二 作業種類

公共測量デジタル航空写真（地上画素寸法十一・五センチメートル）

三 作業地域

鴻巣市全域

四 作業期間

令和五年十二月二十日から令和六年三月十二日まで

告 示

埼玉県告示第千二百二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、朝霞都市計画道路を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和五年十月六日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千二百二十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、所沢都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和五年十月六日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千二百二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、所沢都市計画区域区分を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和五年十月六日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千二百二十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、飯能都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和五年十月六日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千二百二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、飯能都市計画区域区分を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和五年十月六日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千二百二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、入間都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和五年十月六日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第千二百二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、入間都市計画区域区分を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和五年十月六日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千百三十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、志木都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和五年十月六日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千百三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、志木都市計画区域区分を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和五年十月六日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千百三十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、新座都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和五年十月六日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千百三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、新座都市計画区域区分を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和五年十月六日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千百三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、和光都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和五年十月六日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千百三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、和光都市計画区域区分を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和五年十月六日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千百三十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、川越都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和五年十月六日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千百三十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、川越都市計画区域区分を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和五年十月六日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千百三十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、狭山都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和五年十月六日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千百三十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、狭山都市計画区域区分を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和五年十月六日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千四百四十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、富士見都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和五年十月六日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第千四百四十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、富士見都市計画区域区分を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和五年十月六日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千四百四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、毛呂山・越生都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和五年十月六日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千四百四十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、毛呂山・越生都市計画区域区分を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和五年十月六日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第千四百四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、川口都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和五年十月六日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第千四百四十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、川口都市計画区域区分を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和五年十月六日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千四百四十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、蕨都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和五年十月六日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千四百四十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、蕨都市計画区域区分を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和五年十月六日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千四百四十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、戸田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和五年十月六日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第千四百四十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、戸田都市計画区域区分を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和五年十月六日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千百五十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、鴻巣都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和五年十月六日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千百五十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、鴻巣都市計画区域区分を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和五年十月六日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千百五十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、桶川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和五年十月六日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第千百五十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、桶川都市計画区域区分を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和五年十月六日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千百五十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、北本都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和五年十月六日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第千百五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、北本都市計画区域区分を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和五年十月六日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千百五十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、行田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和五年十月六日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千百五十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、行田都市計画区域区分を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和五年十月六日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千百五十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、越谷都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和五年十月六日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千百五十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、越谷都市計画区域区分を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和五年十月六日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千百六十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、草加都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和五年十月六日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千百六十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、草加都市計画区域区分を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和五年十月六日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千百六十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、久喜都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和五年十月六日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千百六十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、久喜都市計画区域区分を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和五年十月六日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千百六十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、幸手都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和五年十月六日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第千百六十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、幸手都市計画区域区分を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和五年十月六日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千百六十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、羽生都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和五年十月六日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千百六十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、羽生都市計画区域区分を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和五年十月六日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千百六十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、小川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和五年十月六日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千百六十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、小川都市計画区域区分を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和五年十月六日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千百七十号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により深谷市から寄居都市計画事業ふかや花園駅前土地区画整理事業について換地処分をした旨の届出があつたので、同条第四項の規定により公告する。

令和五年十月六日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千七百七十一号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第十四条第一項の規定により土地区画整理組合の設立を認可したので、同法第二十一条第三項の規定により公告する。

令和五年十月六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 組合の名称

和光北インター東部地区土地区画整理組合

二 事業施行期間

令和五年十月六日から令和十六年三月三十一日まで

三 施行地区

埼玉県和光市新倉二丁目、新倉三丁目、新倉四丁目、新倉七丁目、新倉八丁目、
下新倉五丁目及び下新倉六丁目の各一部

四 事務所の所在地

埼玉県和光市丸山台一丁目一番十四号

五 設立認可の年月日

令和五年十月六日

六 事業年度

毎年四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法

和光市役所及び組合事務所の掲示場に掲示して行う。

告 示

埼玉県告示第千七百七十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第五十二条第一項第八号、同条第二項第三号、第五十三条第一項第六号、第五十六条第一項第二号ニ及び別表第三(ニ)欄五の項の規定により、都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域の面積を変更する。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部建築安全課において縦覧に供する。

令和五年十月六日

埼玉県知事 大野 元裕

変更に係る区域

飯能市の区域内の都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域

告 示

埼玉県告示第千七百七十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第五十二条第一項第八号、同条第二項第三号、第五十三条第一項第六号、第五十六条第一項第二号ニ及び別表第三(ニ)欄五の項の規定により、都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域の面積を変更する。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部建築安全課において縦覧に供する。

令和五年十月六日

埼玉県知事 大野 元裕

変更に係る区域

八潮市の区域内の都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域

告 示

埼玉県告示第千七百七十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第五十二条第一項第八号、同条第二項第三号、第五十三条第一項第六号、第五十六条第一項第二号ニ及び別表第三（ニ）欄五の項の規定により、都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物に係る数値を変更する。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部建築安全課において縦覧に供する。

令和五年十月六日

埼玉県知事 大野 元裕

変更に係る区域

鳩山町の区域内の都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第四十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年十月六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年十月六日

埼玉県川越県土整備事務所長 落 合 誠

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 中新田入間川線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
先まで 三ツ木字下ノ沢六〇番五〇地	狭山市大字東三ツ木字下ノ沢 六〇番二地先から同市大字東	区 間
九・〇七〇一六・三九		敷地の幅員 (メートル)
三一・八五		延長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第四十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年十月六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年十月六日

埼玉県川越県土整備事務所長 落 合

誠

路 線 名	中新田入間川線
供用開始の区間	狭山市大字東三ツ木字下ノ沢六〇番 二地先から同市大字東三ツ木字下ノ 沢六〇番五〇地先まで
供用開始の期日	令和五年十月六日
備 考	令和五年十月六日付け埼玉県 川越県土整備事務所長告示第 四十二号で告示した道路予定 区域の供用開始である。延長 三一・八五メートル

告 示

埼玉県教委告示第三十号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和五年十月六日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

一 日時

令和五年十月十二日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

当面する教育関係諸問題について

告 示

埼玉県監査委員告示第十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十四項の規定に基づき、埼玉県知事から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和五年十月六日

埼玉県監査委員	小 山 彰
埼玉県監査委員	間 嶋 順 一
埼玉県監査委員	武 内 政 文
埼玉県監査委員	岡 地 優

団体別の措置状況

監査対象団体 (所管部局)	監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監査の結果	講じた措置
学校法人橘心学園 (幸手看護専門学校) (総務部)	令和5年6月30日 (第426号)	<p>【指摘事項】 令和3年度私立専門学校授業料等減免費補助金の事務において、補助金の対象である授業料等の減免の費用の支弁が年度経過後、10か月以上遅延したことは不適切であった。</p>	<p>学校法人橘心学園に対し、再発防止のため適正な事務手続きを行うように指導した結果、次のとおり報告があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監査で指摘を受けた事項の原因を究明したところ、事務担当者1人での事務作業となり、複数人による確認体制が構築されていないことから発生したミスであることが判明した。 ・そこで、対象学生の減免額及び進捗状況について、チェックリストを用いた複数名での確認体制を義務付けるなど、再発防止策を講じた。 ・さらに、校内で研修会を開き、監査での指摘事項や再発防止策について周知徹底を図った。

告 示

埼玉県監査委員告示第十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第一項、第二項及び第四項の規定に基づき監査を実施したので、同条第九項の規定に基づく監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和五年十月六日

埼玉県監査委員 小山 彰

埼玉県監査委員 間 嶋 順 一

埼玉県監査委員 武 内 政 文

埼玉県監査委員 岡 地 優

令和5年度第1回定期監査結果の報告について

監査委員は、地方自治法（以下「法」という。）第199条第1項、第2項及び第4項並びに埼玉県監査基準（以下「基準」という。）に基づき次のとおり監査を実施した。

監査の結果について、法第199条第9項及び基準第15条第1項に基づき報告する。

1 監査等の種類

定期監査（基準第3条第1項第1号）

2 監査の対象

（1）対象事務

令和4年度、令和5年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行

（2）対象機関

本庁 190 機関（別紙「監査対象機関」のとおり）

（3）実施期間

令和5年4月13日～令和5年8月10日

3 監査の着眼点

- ・ 財務に関する事務の執行の監査は、当該事務の執行が適正で経済的、効率的で効果的かどうかを主眼とする。
- ・ 経営に係る事業の管理の監査は、当該事務に係る財務に関する事務の執行のほか、会計経理の処理が合理的かつ能率的に行われているかどうかを主眼とする。
- ・ 監査対象機関の事務の執行等についての監査は、法令等に従って適正処理されているかという観点に加えて、費用対効果に配慮したものとなっているか、所期の成果を上げているかなど、経済性、効率性、有効性の観点を主眼とする。

4 監査の実施内容

基準第8条に基づく実施計画を策定するとともに、同第9条ないし第13条の規定を踏まえて監査を実施した。

5 監査結果

今回報告分の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行は、監査を実施した範囲において、おおむね適正であることを確認した。

なお、個別の事務事業に関して、是正又は改善が必要と認められる事項は次のとおりである。

（1）指摘事項 なし

<参考：指摘事項>

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの

- ア 事務事業の執行等に重大な誤りがあったため、当該事業の是正又は改善が必要と認められるもの
- イ 事務事業の執行等において、その効果が極めて不十分なため抜本的な改善が必要と認められるもの

(2) 注意事項 1件 (1機関)

番号	部局	機関	概要
1	環境部	みどり自然課	令和4年度に締結した「社会資本整備総合交付金（公園）工事（橋面舗装・木道改修）」について、契約変更をしていたが、契約変更に係る執行伺を作成していなかったことは不適切であった。

<参考：注意事項>

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの

- ア 事務事業の執行等に誤りがあったため、当該事務の是正又は改善が必要と認められるもの
- イ 事務事業の執行等において、その効果が不十分なため一層の改善、工夫が必要と認められるもの

別紙

所管部局	監 査 対 象 機 関
直轄	秘書課
企画財政部	企画総務課、計画調整課、財政課、行政・デジタル改革課、情報システム戦略課、地域政策課、市町村課、土地水政策課、交通政策課
総務部	人事課、職員健康支援課、文書課、学事課、管財課、統計課、総務事務センター、税務課、個人県民税対策課、入札課、入札審査課
県民生活部	県民広聴課、広報課、共助社会づくり課、人権・男女共同参画課、文化振興課、国際課、青少年課、消費生活課、防犯・交通安全課、スポーツ振興課
危機管理防災部	危機管理課、消防課、災害対策課、化学保安課
環境部	環境政策課、温暖化対策課、エネルギー環境課、大気環境課、水環境課、産業廃棄物指導課、資源循環推進課、みどり自然課
福祉部	福祉政策課、社会福祉課、障害者福祉推進課、障害者支援課、福祉監査課、地域包括ケア課、高齢者福祉課、少子政策課、こども安全課
保健医療部	保健医療政策課、感染症対策課、国保医療課、医療整備課、医療人材課、健康長寿課、疾病対策課、生活衛生課、薬務課、食品安全課
産業労働部	産業労働政策課、商業・サービス産業支援課、産業支援課、産業創造課、企業立地課、金融課、観光課、雇用労働課、人材活躍支援課、多様な働き方推進課、産業人材育成課
農林部	農業政策課、農業ビジネス支援課、農業支援課、生産振興課、森づくり課、全国植樹祭推進課、農村整備課、農産物安全課、畜産安全課
県土整備部	県土整備政策課、建設管理課、用地課、道路街路課、道路環境課、河川砂防課、河川環境課
都市整備部	都市整備政策課、都市計画課、市街地整備課、公園スタジアム課、建築安全課、住宅課、営繕課、設備課
会計管理者	出納総務課、会計管理課
企業局	総務課、財務課、地域整備課、水道企画課、水道管理課
下水道局	下水道管理課、下水道事業課
行政委員会等の事務局	議会事務局（秘書課、総務課、議事課、政策調査課、図書室）、監査事務局（監査第一課、監査第二課）、人事委員会事務局（総務給与課、任用審査課）、労働委員会事務局（審査調整課）、収用委員会事務局
教育委員会	総務課、教育政策課、財務課、教職員課、福利課、県立学校人事課、高校教育指導課、魅力ある高校づくり課、ICT教育推進課、生徒指導課、保健体育課、特別支援教育課、小中学校人事課、義務教育指導課、教職員採用課、生涯学習推進課、文化資源課、人権教育課
警察本部	総務課、文書課、広報課、情報管理課、留置管理課、会計課、施設課、

装備課、警務課、監察官室、教養課、厚生課、生活安全総務課、人身安全対策課、少年課、保安課、生活経済課、サイバー対策課、サイバー捜査課、地域総務課、通信指令課、自動車警ら隊、鉄道警察隊、刑事総務課、捜査第一課、捜査第二課、捜査第三課、鑑識課、科学捜査研究所、機動捜査隊、組織犯罪対策課、捜査第四課、薬物銃器対策課、国際捜査課、交通総務課、交通指導課、交通捜査課、交通規制課、交通機動隊、高速道路交通警察隊、運転免許課、運転管理課、運転免許試験課、公安第一課、公安第二課、公安第三課、警備課、危機管理課、外事課、機動隊、さいたま市警察部、第一方面本部、第二方面本部、第三方面本部、第四方面本部
--

告 示

埼玉県監査委員告示第十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十四項の規定に基づき、埼玉県公安委員会委員長から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和五年十月六日

埼玉県監査委員	小山 彰
埼玉県監査委員	間 嶋 順 一
埼玉県監査委員	武 内 政 文
埼玉県監査委員	岡 地 優

1 監査の結果「注意」とした事項

対 象 機 関		監査結果の公表年月 日 (県報の号数)	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
警察本部	東松山警察署	令和5年6月30日 (第426号)	令和3年10月に締結した東松山駅前交番ほか防犯カメラ及び周辺機器設置工事について、落札額と異なった金額で契約書を作成し、さらに、履行後に契約業者の請求に基づき落札額を支払い契約書の金額誤りに気が付かないまま事務手続を完了させていたことは不適切であった。	次のとおり、契約書の金額誤りに対応するとともに、再発防止に向け事務処理の適正化を図った。 1 落札額と異なった金額の契約書について、支払金額に誤りのないことを確認する書面を契約業者と取り交わした。 2 再発防止に向け、以下の対応策を講じた。 ・下位の職位の者から起案するように変更し、決裁関与者の増員を図るとともに、会計課員全員を経理員に指定しチェック体制を強化した。 ・会計課員を対象とした署内講習を実施し、経理員チェックの重要性の理解を深めるとともに、契約手続きに関する知識の向上を図った。 ・財務に関するチェックシート（契約編）を確実に活用することとし、事務処理の適正化を図った。